

て、本件重課措置を適用し、税額を39,600円とした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、「本件自動車は、走行距離が少ないため、環境負荷が大きいとは言えず、したがって、経済効果目的と思える本件重課措置を本件自動車に適用することは、本来の趣旨から逸脱する。」と主張し、重課部分の税額を取り消すことを求めているが、自動車税のグリーン化税制（税率の重課）にあつては、個別具体的な自動車の使用状況による定めはなく、一定条件の自動車に対し、一律に重課することになっている。したがって、走行距離の多寡をもって、自動車税の税率を決定する旨の制度は法令上存在しないので、審査請求人の主張を認めることはできない。

- (3) 上記以外の違法性又は不当性の検討について
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年11月13日 諮問の受付
平成29年11月14日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知等（主張書面等の提出期限：11月30日、口頭意見陳述申立期限：11月30日）
平成29年11月22日 第1回審議
平成29年11月30日 審査庁から資料（平成29年11月28日付け）及び口頭意見陳述申立書を提出しない旨の回答を受領
平成30年1月15日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

- (1) 本件処分時の条例附則第9条第1項第1号の規定によれば、ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたものに対する平成〇〇年度分の自動車税に係る税率は、総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下の自家用乗用車については、39,600円とされていることが認められる。
- (2) 審査請求人は、本件自動車は自動車検査証のとおり走行距離が少ないため、環境負荷が大きいとは言えない。経済効果目的と思える本件重課措置については、本来の趣旨から逸脱しているため、本件処分を取り消すことを求める旨主張する。

(3) しかしながら、本件自動車は、登録事項等証明書によれば、所有者は審査請求人であり、初度登録年月は平成○年○月、自家用・事業用の別は「自家用」、総排気量は1.27リットル、燃料の種類は「ガソリン」であること等が認められ、処分庁は、上記(1)のとおり、条例の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められる。

なお、審査請求人は、走行距離が少ない車両に対する重課措置は、本来の趣旨から逸脱する旨を主張するが、当該主張は条例等の根拠に基づくものではなく、自動車税制への意見等であることから、上記判断を左右するものではない。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 野一色直人

委員 福田 公教

委員 松村 信夫